

県立小田原支援学校施設の利用について

1 ご利用いただける施設

利用施設	利用できる設備等	利用日	利用時間
体育室	照明設備・空調設備	土曜・日曜・休日	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 00 分まで
運動場	なし	土曜・日曜・休日	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 00 分まで
附属施設(トイレ、洗面所、その他)			

2 ご利用できない期間(体育室)

【参考】令和 5 年度の使用不可期間

GW【4/29～5/7】 夏休み【7/22～8/31】 年末年始【12/23～1/8】 春休み【3/25～4/4】は施設管理員が不在のため開放せず。この他学校行事等により、使用できないことがあります。また土日祝に他の団体と重複した場合は調整後、貸出可能になります。

なお、来年度の予算によって使用不可期間の増減もあり得ることがございますので、ご了承ください

3 体育室にてご利用可能なスポーツ

卓球2台	卓球台・ネット支柱・ネットのセット
バドミントン2台	ネット支柱・ネットのセット
バスケットボール	ボール・ゴール(公式ではない)

※卓球・バドミントンのラケット・羽・ボールはご自身でご持参ください。

4 利用のしかた

(1) ご利用できる方

スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

(2) 申込方法

利用希望日の属する月の前月初日から15日までの間に、施設利用申込書(様式1)により県立小田原支援学校長に申し込んでください。他の利用者等との調整の後、利用可能であれば、施設利用承認書を交付します。(当年度初めて利用申込をする際は、利用者名簿の提出をしてください。また記載内容に変更があった場合も改めて提出をお願いします。)

- ◆ 承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。
- ◆ 承認書を交付した後も天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがあります。その際は代表者にご連絡する事がありますので、あらかじめご了承ください。

3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

- ◆ 5人以上のグループでご利用の場合には、「スポーツ安全保険」(1年間有効)に加入できます。学校にパンフレットがありますので、ご覧ください。

4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、児童生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

- ア 利用時間は8時30分からとなっていますが、8時30分より前に学校内に入ってしまうと警報が鳴り、警備会社の発動となります。絶対に入らないようにしてください。
- イ 利用される団体の代表の方又は個人は、利用当日に施設利用承認書及び運転免許証等身分を明らかにする書類を、施設管理員にお見せください。
- ウ 県立学校は全面禁煙です。
- エ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。
- オ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻した後、施設管理員(又は利用者の中から指定されている利用責任者)の確認を得てください。
- カ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって施設管理員(又は利用責任者)及び学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
- キ 利用中は門扉を閉めてください。
- ク 自動体外式除細動器(AED)は事務室に設置されており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には必ず設置場所を確認いただきますようお願いいたします。
- ケ 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください(施設利用日誌への記入、学校警備員もしくは警備会社に連絡など、緊急時連絡先を参照)。
- コ 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。
- サ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。
- シ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。